4　新関税法第十二条第十一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用する。

5　新関税法第十二条の二から第十二条の四までの規定は、平成二十九年一月一日以後に新関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に旧関税法第十二条第八項又は新関税法第十二条第九項に規定する法定納期限（以下この項において「旧法定納期限」という。）が到来した関税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に旧法定納期限が到来した関税に係る旧関税法第十二条の三の規定による無申告加算税（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧関税法第十二条の四の規定による重加算税は、新関税法第十二条の三第三項に規定する無申告加算税等とみなす。

6　新関税法第四十七条（新関税法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可を受けた者に係る業務の譲渡が施行日前にあった場合について適用し、当該許可を受けた者に係る業務の譲渡が施行日以後にある場合について適用し、なお従前の例による。

7　新関税法第九十一条の規定は、第一号施行日以後にされた財務大臣又は税関長の処分に係る審査請求について適用し、財務大臣又は税関長の処分についての審査請求であって、第一号施行日前にされた財務大臣又は税関長の処分に係るものについては、なお従前の例による。

（通関業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第六条の規定による改正後の通関業法第四十条の二の規定は、第一号施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）の前日までの間にされた税関長の処分に係る審査請求について適用し、税関長の処分についての審査請求であって、第一号施行日前にされた税関長の処分に係るものについては、なお従前の例による。

第四条　第七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の通関業法（以下この条において「旧通関業法」という。）第三条第一項の許可を受けている者（他の法令の規定により同項の許可を受けた者とみなされるものを含む。）は、第四号施行日に、第七条の規定による改正後の通関業法（以下この条及び附則第十四条において「新通関業法」という。）第三条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧通関業法の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新通関業法の規定による許可に付されたものとみなす。

2　前項の規定により新通関業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者についての新関税法第七十九条第三項第一号ロの規定の適用については、その者が旧通関業法第三条第一項の許可を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）を新通関業法第三条第一項の許可を受けた日とみなす。

3　前二項に規定するもののほか、第四号施行日前に旧通関業法によりした処分、手続その他の行為で、新通関業法中相当する規定があるものは、新通関業法によりしたものとみなす。

4　第四号施行日前において旧通関業法第十三条第一項第一号の規定により通関士を設置することを要しないこととされていた通関業務を行う営業所（旧通関業法第三条第二項（旧通関業法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通関業務を行うことができる地域を限定する条件が付されていたものに限る。）であって、第七条の規定の施行の際現に通関士を置いていないものについては、第四号施行日から起算して五年を経過する日又は新通関業法第十三条の規定により当該営業所に通関士を設置する日の前日のいずれか早い日までの間は、同条の規定は適用せず、旧通関業法第九条及び第十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5　新通関業法第三十三条の二の規定は、第四号施行日以後にした通関業者の業務について適用する。

6　新通関業法第三十四条の規定は、第四号施行日以後にした通関業者の行為について適用し、第四号施行日前にした通関業者の行為については、なお従前の例による。

7　新通関業法第四十条の二の規定は、第四号施行日以後にされた財務大臣又は税関長の処分に係る審査請求について適用する。

8　第四号施行日前にした行為及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合における第四号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（酒税法の一部改正）

第六条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第七項中「もより」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改める。

第三十条の五第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「石油石炭税法及び」を「同法及び」に改め、同条第三項中「当該保税工場又は総合保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改め、同条第七項第二号中「第六項」を「前項」に改める。

第二十一条中「課税物品」の下に「（前項の課税物品を除く。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

関税法第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定の適用を受けて輸入申告をする課税物品に係る内国消費税（石油石炭税法第十五条第二項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定による申告書に係る石油石炭税を除く。次項において同じ。）の納税地は、消費税法等の規定にかかわらず、当該輸入申告に係る税関長の所属する税関の所在地とする。

第二十六条第二項中「おいて、」の下に「同条第五項中」を、「輸入地」の下に「若ハ納税地」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十五条に次の一項を加える。

3　前項の場合において、関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者又は特例委託輸入者が前項の指定物品に係る消費税法第四十七条第二項の申告書（政令で定める物品に係るものを除く。）を税関長に提出するときは、いずれかの税関長に対して当該申告書を提出することができる。この場合における消費税の納税地は、前項の規定にかかわらず、当該申告書の提出をした税関長の所属する税関の所在地とする。

第八十七条の七第二項中「第八十五条第二項」の下に「及び第三項」を、「所在地」と」の下に「、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」とあるのは「酒税法第三十条の三第二項」と」を加える。

第八十八条の三第二項中「第八十五条第二項」の下に「及び第三項」を、「所在地」と」の下に「、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」とあるのは「たばこ税法第十八条第二項」と」を加える。

第八十九条の四第一項、第九十条の二第一項、第九十条の四第一項、第九十条の四の二第一項及び第九十条の四の三第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

（揮発油税法の一部改正）

第九条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改める。

第十二条の二第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。